

短期入所利用料金目安(1日あたり)

区分	介護度	サービス利用に係る自己負担額	夜勤職員配置加算	看護体制加算Ⅱ	機能訓練体制加算	サービス提供加算Ⅱ	生産性向上推進体制加算Ⅱ	処遇改善加算Ⅰ口	居住費	食事代	合計自己負担(1日あたり)
第2段階	要支援1	¥529	¥18	¥8	¥12	¥18	¥10 (1回/月)	¥98	¥880	¥600	¥2,137
	要支援2	¥656						¥121			¥2,287
	要介護1	¥704						¥134			¥2,374
	要介護2	¥772						¥146			¥2,454
	要介護3	¥847						¥159			¥2,542
	要介護4	¥918						¥171			¥2,625
	要介護5	¥987						¥184			¥2,707
第3段階①	要支援1	¥529	¥18	¥8	¥12	¥18	¥10 (1回/月)	¥98	¥1,370	¥1,030	¥3,057
	要支援2	¥656						¥121			¥3,207
	要介護1	¥704						¥134			¥3,294
	要介護2	¥772						¥146			¥3,374
	要介護3	¥847						¥159			¥3,462
	要介護4	¥918						¥171			¥3,545
	要介護5	¥987						¥184			¥3,627
第3段階②	要支援1	¥529	¥18	¥8	¥12	¥18	¥10 (1回/月)	¥98	¥1,470	¥1,360	¥3,487
	要支援2	¥656						¥121			¥3,637
	要介護1	¥704						¥134			¥3,724
	要介護2	¥772						¥146			¥3,804
	要介護3	¥847						¥159			¥3,892
	要介護4	¥918						¥171			¥3,975
	要介護5	¥987						¥184			¥4,057
第4段階	要支援1	¥529	¥18	¥8	¥12	¥18	¥10 (1回/月)	¥98			¥4,353
	要支援2	¥656						¥121			¥4,503
	要介護1	¥704						¥134			¥4,590
	要介護2	¥772						¥146			¥4,670
	要介護3	¥847						¥159			¥4,758
	要介護4	¥918						¥171			¥4,841
	要介護5	¥987						¥184			¥4,923
第4段階(2割負担)	要支援1	¥1,058	¥36	¥16	¥24	¥36	¥20 (1回/月)	¥197	¥2,066	¥1,630	¥5,011
	要支援2	¥1,312						¥241			¥5,309
	要介護1	¥1,408						¥268			¥5,484
	要介護2	¥1,544						¥291			¥5,643
	要介護3	¥1,694						¥318			¥5,820
	要介護4	¥1,836						¥343			¥5,987
	要介護5	¥1,974						¥367			¥6,149
第4段階(3割負担)	要支援1	¥1,587	¥54	¥24	¥36	¥54	¥30 (1回/月)	¥295			¥5,668
	要支援2	¥1,968						¥362			¥6,116
	要介護1	¥2,112						¥401			¥6,377
	要介護2	¥2,316						¥437			¥6,617
	要介護3	¥2,541						¥477			¥6,882
	要介護4	¥2,754						¥514			¥7,132
	要介護5	¥2,961						¥551			¥7,376

送迎をご利用時には、片道(184円)、往復(368円)の料金が発生いたします。

※上記利用料金は、おおよその額で実際の負担金は変わる場合があります。

利用者負担段階

第1段階	・世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受給している方
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入額と合計所得金額の合計82.65万円以下で、預貯金額等が650万(1650万円)以下の方
第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入額と合計所得金額の合計82.65万円～120万円以下で、預貯金額等が550万(1550万円)以下の方
第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入額と合計所得金額の合計120万円超で、預貯金額等が500万(1500万円)以下の方
第4段階	・上記以外の方

※利用者負担段階による負担の軽減を受けるためには、各市町村への申請が必要です。ご自分の市町村の介護保険課で負担限度額認定の手続きを行ってください。